

# 法制審議会（家族法制部会）における調査審議の状況

令和4年4月  
法務省民事局

## 法制審議会への諮問（令和3年2月10日）

諮問  
第113号

父母の離婚に伴う子の養育への深刻な影響や子の養育の在り方の多様化等の社会情勢に鑑み、子の利益の確保等の観点から、離婚及びこれに関連する制度に関する規定等を見直す必要があると思われるので、その要綱を示されたい。

## 第1回（令和3年3月30日）～第11回（令和4年1月25日）

### ○フリーディスカッション形式による意見交換

### ○ヒアリング

- ・親の離婚を経験した子の立場、離婚を経験した監護親又は非監護親の立場、子育て世代の立場、DV被害者支援の現場、家庭問題に関する支援の現場、自治体として行政支援等を行う立場、ひとり親・親子問題の相談支援や紛争解決等を行う立場
- ・研究者による実態調査等についての分析等に関する報告
- ・離婚後の子の養育の在り方に関する海外法制について（韓国、アメリカ、イギリス、オーストラリア、ドイツ）

### ○委員からの報告

- ・父母の離婚が子の生育に及ぼす影響に係る心理的知見について

### ○調査・審議（一巡目の検討）

- ・養育費に関する論点
- ・親子交流に関する論点
- ・離婚後の子の養育への父母の関与の在り方に関する論点
- ・子の養育をめぐる問題についての子の意見の尊重に関する論点
- ・父母の離婚に関連する諸問題（嫡出でない子の養育、父母の別居に伴う子の養育に関する論点）に関する論点
- ・未成年者を養子とする養子制度を中心とした論点
- ・財産分与制度に関する論点
- ・二巡目の検討に向けた残された論点（父母以外の者が子の養育に関与する場合の規律等）の検討

## 第12回（令和4年2月22日）

## 第13回（令和4年3月29日）

### ○調査・審議（二巡目の検討）

- ・親子関係に関する基礎的な規律の在り方
- ・子の養育の観点から見た親権者、監護者及びそれら以外の親の関係の整理
- ・離婚後の子の監護について必要な事項の定めに関する実体的な規律
- ・養育費、親子交流等に関する裁判手続、民事執行手続に係る規律

引き続き二巡目の検討  
中間試案の取りまとめに向けた  
議論へ